

第 2 回議会モニター会議開催要領案について

- 1 開催日程 令和 7 年 11 月 6 日（木曜）18 時 30 分～20 時 15 分
- 2 開催場所 役場 3 階委員会室
- 3 会議手法 参集／オンライン
- 4 議論テーマ
 - （1）常任委員会抽出事業
 - ・ 総務経済常任委員会
「まちなか再生推進事業」「協働のまちづくり活動支援事業」
 - ・ 厚生文教常任委員会
「地域に必要とされる医療提供体制と持続可能な公立芽室病院の経営強化策」
 - （2）議員定数と報酬について
- 5 会議次第及び予定時間
 - （1）開会（1 分）／議運委員長
 - （2）挨拶（3 分）／議長
 - （3）テーマの目的とグループワークの進め方の説明（5 分）／議運副委員長
 - （4）両常任委員会からの報告（各 3～5 分）
 - （5）グループワーク（60 分）
 - （6）グループ発表（情報共有）（20 分）
 - （7）閉会（2 分）／副議長
- 6 グループワークの進行手順

会場出席者は 2 階会議室に集合。4 グループに分かれ、議運委員長が総合進行しながら、両常任委員会の抽出事業について意見交換を行う。オンライン出席者は、各テーマについて意見交換する。

 - （1）自己紹介（30 秒／1 人）
 - （2）グループワーク（総務経済テーマ、厚生文教テーマ、議運テーマ）（各 20 分）

7 グループ編成（別紙）

- (1) 1 グループの構成は4～5人
- (2) テーブルファシリテーター（議運委員）

8 意見の取扱いについて

委員会単位に分類整理し、今後の抽出事業の調査・研究に反映させる。

9 アンケートの実施

今後のモニター会議の運営に活用するために、議会モニター、議員それぞれにアンケートを実施する。欠席したモニターについても Google フォームにて意見を募る。

10 今後のスケジュール

- (1) ～10月 6日（月） モニター宛開催通知発出
- (2) ～10月 20日（月） 出席者確定（参集／オンライン別）
- (3) ～10月 27日（月） 参加者宛開催通知発出（班編成通知）

※ 会議前日までに「議会報告と町民との意見交換会（定数・報酬の見直し）」終了予定

令和7年度芽室町議会モニタ一名簿

(五十音順：敬称略)

N0	氏 名	住 所(行政区)	備 考
1	甲斐由美子	(上芽室)	
2	工藤 祐哉	(新得町)	新 (町内勤務)
3	小林 優斗	(青葉東)	
4	桜井 守	(新 生)	新
5	高野 竜二	(報 徳)	新
6	立花 大希	(錦 町)	
7	野澤 一盛	(旭 町)	
8	尾藤 光一	(上関山)	新
9	平岡 早苗	(愛生町)	
10	深井 潤	(麻生町)	
11	福中 夏生	(西園町)	
12	保志 元輝	(青葉西)	
13	三上ますみ	(美 生)	
14	山路 康	(東めむろ第1)	新
15	山吹しずえ	(南が丘)	新
16	山本 采里	(清水町)	新 (芽高3年)
17	山本 睦人	(五条町)	
18	横山 泰平	(上美生)	
19	吉田 和樹	(美 園)	新
20	類家 裕介	(弥生中央町)	新

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

※備考欄「新」 … 新規

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。